

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 岡崎市福祉事務所長

審査請求人が平成 29 年 8 月 22 日付けで提起した処分庁による平成 29 年 8 月 2 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく保護費返還決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成 29 年 3 月 7 日、審査請求人は処分庁に対し、転居先が決まり 4 月中旬頃に引越する計画であるとの報告を行うとともに移転料及び協力金（以下「移転料等」という。）の具体的な用途を挙げ、使用してよいか処分庁の意見を求めた。処分庁は審査請求人に対し、検討した上で後日回答すると回答した。
- 2 平成 29 年 3 月 24 日、処分庁は審査請求人に対し、検討資料として移転料等の使用希望について、購入計画及び見積りを提出するよう指導し、ケース診断会議を行った後に回答すると説明した。
- 3 平成 29 年 3 月 28 日、処分庁は提出された計画をもとにケース診断会議にて返還免除の可否について検討した。会議後、審査請求人は処分庁に対し、追加で購入したいもの（脚立、丈の合わないカーテン）について報告を行った。
- 4 平成 29 年 3 月 29 日、処分庁は審査請求人に対し、ケース診断会議の結果により返還免除が可能となる対象を回答した。追加で相談のあった物品の購入に関しては、現状での見解を伝えた。また、処分庁は審査請求人に対し、冷蔵庫、ガスコンロについては使用に耐えない場合のみ返還免除とすることを説明し、平成 29 年 3 月 31 日に自宅を訪問し状態を確認することとなった。
- 5 平成 29 年 3 月 31 日、処分庁は審査請求人の自宅を訪問し、冷蔵庫、ガスコンロが使用に耐えない状態であることを確認し、審査請求人にその事実を伝えた。また、カー

テンに関しては、転居先にて寸法が合わないなど使用できない場合は返還免除することを伝えた。

- 6 平成 29 年 4 月 14 日、審査請求人が転居した。
- 7 平成 29 年 4 月 19 日、審査請求人は処分庁に対し、返還免除の対象となる費用の支出が完了し、領収書は保存してあるとの報告を行った。
- 8 平成 29 年 5 月 22 日、処分庁は審査請求人の自宅を訪問し、購入物品の確認を行った。審査請求人は処分庁に対し、要した費用の領収書を提出した。それに対し処分庁は審査請求人の提出した領収書に返還免除が可能なものが不足していることを確認したため探して提出するよう指導した。また、移転料等が 5 月末頃に入金されるとの報告を受けたため、審査請求人に対し、入金後に収入申告を行うよう指導を行った。
- 9 平成 29 年 5 月 22 日、審査請求人が移転料等を受領した。
- 10 平成 29 年 5 月 29 日、審査請求人は処分庁に対し、収入申告書の提出がすぐにはできないため、翌月中旬頃に自宅に来てほしいとの連絡を行い、処分庁は了承した。
- 11 平成 29 年 6 月 15 日、処分庁は審査請求人の自宅を訪問し、収入申告書を提出するよう指導を行ったが、審査請求人は移転料等が収入ではないため申告をしたくないとの主張を行い、処分庁は収入申告書に審査請求人の主張を併記しても構わないことを説明した結果、審査請求人は後日収入申告書を提出するとの申し出を行い処分庁は了承した。また、審査請求人は処分庁に対し移転料等の入金を証する書類として通帳の写しを提出した。
- 12 平成 29 年 6 月 19 日、処分庁は、審査請求人より担当の上司と話がしたいとの申し出を受け、審査請求人の自宅を訪問し、移転料等の入金に関する収入申告書を受領し、審査請求人の話を聞いた上で処分庁の見解を説明した。また、審査請求人より追加購入した消耗品等の領収書の提出を受けたため、未検討事項について追加で検討を行うことを説明した。さらに、審査請求人はエアコン、ファンヒーターの返還免除が認められないことについて、当該物品の購入は冷え症の治療に絶対に必要であるとの主張を行ったため、処分庁は治療中の傷病を考慮し再検討すると回答した。
- 13 平成 29 年 6 月 28 日、処分庁は審査請求人から追加で相談のあった用途について、ケース検討会議にて返還免除の可否について検討した。なお、エアコン及びファンヒーターの購入費用については、主治医の意見を確認した後に再検討することとした。
- 14 平成 29 年 7 月 3 日、処分庁は審査請求人に対し、公共料金の基本料重複分を返還免除とすることを説明し、領収書を提出するよう指導した。処分庁は審査請求人が定期通院する病院 2 件に意見を求め、冷え症に関しては判断できない旨の回答を得た。
- 15 平成 29 年 7 月 3 日、処分庁はケース検討会議にてエアコン及びファンヒーターの返還免除について再検討を行った。
- 16 平成 29 年 7 月 20 日、処分庁は移転料等の認定に関してケース診断会議にて検討を行い、法第 63 条に基づく返還処分を行うこととし、実施済みのケース診断会議の結

果に従い、一部を返還免除することとした。

17 処分庁は、平成 29 年 8 月 2 日に審査請求人に対し、原処分を行った。

18 平成 29 年 8 月 22 日、審査請求人は原処分を不服として審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分の取消しを求める。

引越において掛かった諸経費として認められていないものがある。

購入した製品は自立更生に必要である。

2 処分庁の主張

(1) 本件審査請求の事実上の争点は、処分庁の行った原処分が適法に処理されたものであるかという点にあるが、次の理由によって本件処分は適法である。

(2) 処分庁の行った原処分においては、転居後の住宅に関し賃貸契約を締結し、前住居からの退去が確実に見込まれることとなり、移転料等の受給が客観的に確実性を有するに至った平成 29 年 3 月 23 日を資力発生時点ととらえ、返還対象期間は平成 29 年 4 月から移転料等が入金された 5 月までとした。平成 29 年 4 月から 5 月の対象期間中に支払われた生活保護費について、扶助費の合計 177,622 円とした。

(3) 返還対象額について、平成 29 年 5 月 22 日に移転料等として受領した 390,000 円から、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下、「次官通知」という。)第 8 の 3 の (2) のエに規定する「その他の収入」に該当するとして 8,000 円を除外した 382,000 円を認定した。返還免除額について、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に該当するとして、審査請求人から相談のあったものの内、236,614 円を返還免除とした。返還決定額について、返還対象額から返還免除額を除いた額 145,386 円が、返還対象期間中に支払われた保護費の合計額 177,622 円を下回っているため、その全額を返還決定額とした。

(4) 返還免除額にあつては、平成 29 年 3 月 29 日、平成 29 年 6 月 28 日、平成 29 年 7 月 3 日及び平成 29 年 7 月 20 日にケース診断会議を実施し、次のとおり判断している。

移送費及び家財処分料、電話工事料、給湯器移設費、公共料金基本料の重複部分並びに照明器具、カーテン、洗濯機排水ホース、洗濯機関連品及び洗濯機蛇口ホースの購入費については、転居により損なわれる生活基盤の回復に要する費用であり、返還額とすることは当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に該

当すると判断し返還免除とした。

冷蔵庫、ガスコンロ及びゴムホース（ガスコンロ用）の購入費については、転居が原因で購入の必要性が生じたものではなく、本来は経常的生活費の範囲内で賄われるべきものではあるが、現に家財の更新が必要な状態でありそのための資金もなく、最低限度の生活の維持のため緊急的に要するものであるため返還額とすることは当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に該当すると判断し返還免除とした。

一方、故障しているため買い替えが必要であり、病気療養上必要であると申告のあったエアコン、部屋が広くなることにより買い替えが必要であり、病気療養上必要であると申告のあったファンヒーターについては、経常的生活費の範囲内で賄われるべきものであり、病状及び季節性から緊急性も認められず、返還免除としなかった。衣装ケース、カーベット及び掃除道具類の購入費については経常的生活費の範囲内で賄われるべきものであり返還免除としなかった。引っ越しのあいさつ用の手土産、引っ越し手伝いのお礼及び引っ越し業者への差し入れに要した費用、自治会に支払った協力金に関しては、審査請求人が任意に出費したものであり、審査請求人の自立更生、最低生活の維持に寄与していたとは判断できず、返還免除としなかった。

(5) 上記のとおり、処分庁の行った法第 63 条に基づく生活保護費の返還決定処分は適切に決定されたものであり、違法又は不当な点はないものである。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- (2) 次官通知第 8 の 3 (2) エ (イ) において、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入 ((3) のオ、カ又はキに該当する額を除く。) については、その額 (受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。) が世帯合算額 8,000 円 (月額) をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。
- (3) 次官通知第 8 の 3 (3) オにおいて、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」(以下、「自立更生費」という。) については、収入として認定しないものとして取り扱うこととされている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け厚生省社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の2(4)において、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」とされており、また、「当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」とされている。

(5) 局長通知第8の2(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定の基準として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の間40答(1)において、「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」とされている。

また課長通知第8の間40答(2)において、「実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」を認めるものとして、アからサまでの11項目が限定列挙されており、そのうちのクにおいて、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」とされている。

(6) 法第63条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象とすることとされているが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「平成24年課長通知」という。)1(1)③において、「次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱い差しつかえない。)」について返還額から控除して差し支えないとされている。

(7) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「問答集」という。)問8の48において、被保護者の自立更生計画は、まず第一に災害等によって失った生活基盤の回復に要する経費又は災害等による負傷若しくは疾病の治療に要する経費にあてさせることとし、なお残余があ

れば当該世帯に最も必要性があり適当と思われるものについて自立更生計画を立てるよう指導することとされ、災害見舞金以外の恵与金等で特に指定のないものについては、課長通知第8の40答(2)に掲げる費用の範囲内で現在当該被保護世帯にとって最も必要性があり、かつ効果的な自立更生計画を立てさせることとされている。

- (8) 問答集問13の5答(2)において、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とされており、平成24年課長通知と同様の項目が限定列挙されている。

2 原処分の適法性について

(1) 原処分について

原処分について、処分庁は、審査請求人が転居後の住宅に関する賃貸契約を締結し、前住居からの退去が確実に見込まれることとなり、移転料等の受給が客観的に確実性を有するに至った平成29年3月23日に法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとした上で、平成29年5月22日に受領した移転料等390,000円のうち次官通知第8の3(2)エ(イ)に基づき8,000円を控除した382,000円を収入として認定した事実が認められる。

さらに自立更生費として236,614円を認定し、収入認定額から自立更生費を差し引いた145,386円と平成29年4月から平成29年5月までの期間に審査請求人が受給した保護費177,622円とを対比し、145,386円を法第63条に基づく返還請求額として決定したものと認められる。

(2) 資力発生日及び返還対象となる保護費について

資力の発生日について、転居後の住宅に関する賃貸契約を締結したことにより、前住居からの退去が確実に見込まれることとなり、移転料等の受給が客観的に確実性を有するに至った契約日である平成29年3月23日を資力発生日とした処分庁の判断に誤りは認められない。

また返還対象となる保護費は資力発生日以降に処分庁が支弁した保護費となるため、平成29年4月及び5月分の保護費を返還対象とした点に誤りは認められない。

(3) 法第63条適用の適法性について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする趣旨である。

本件において、審査請求人は平成 29 年 3 月 23 日に本件移転料等についての資力が発生し、同年 5 月 22 日に入金が行われ、その後処分庁が同年 6 月 15 日に通帳を確認したことにより入金の事実を確認したことが認められる。

したがって平成 29 年 5 月 22 日に入金されたことにより資力が活用可能な状態となったことにより、支給済の保護金品との調整を行う必要が発生した事実が認められるため、本件において処分庁が法第 63 条の適用をすることは、法の趣旨に合致しており、違法又は不当な点は認められない。

(4) 自立更生費として認めないとした判断の妥当性

法第 63 条を適用する際、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合には、処分庁の裁量により、本来の定められた範囲内において要返還額から控除して返還額を決定することができることとされている。

本件において処分庁は平成 29 年 3 月 29 日、同年 6 月 28 日、同年 7 月 3 日及び同月 20 日にケース検討会議を開催し、被保護者から申請のあった経費について自立更生費として認められるかどうかの検討が行われており、その結果として移転に伴う原状回復のための引っ越し費用等 236,614 円を自立更生費として認定していることが認められる。

また審査請求人から申請のあったその他の費目について、経常的生活費の範囲内で賄われるべきものであって、病状等の理由によって緊急に必要性があるとは認められないこと及び審査請求人世帯の自立更生とは直接関係がないことから、自立更生費としては認められないとした処分庁の判断には妥当性が認められ、違法又は不当であるとまでは言えない。

(5) 返還請求額の算定について

本件において、平成 29 年 5 月 22 日に移転料等 390,000 円が審査請求人の口座に支払われた事実が認められる。

本件移転料等は次官通知第 8 の 3 の (2) のエの「その他の収入」の (イ) に該当するため、法第 63 条を適用する際に用いる収入認定額は 390,000 円から 8,000 円を控除した 382,000 円となる。

また、処分庁は返還対象額を平成 29 年 4 月から平成 29 年 5 月までに支弁した保護費 177,622 円とし、被保護世帯が申請した経費のうち、自立更生費として 236,614 円を認定している。

以上を前提として、本件移転料等について、平成 24 年課長通知に従い返還請求額を算定すると、以下のとおりとなる。

A (受領額) : 390,000 円

B (控除額等) : 8,000 円

C (収入認定額 (A - B)) : 382,000 円

D (福祉事務所支弁額) : 177,622 円

E (要返還額) : 177,622 円 (当該資力を限度として支給した保護金品の全額)

F (認定控除額) : 236,614 円 (処分庁が自立更生費として認定した額)

G (返還請求額 (E-F)) : 0 円

上記の算定によると、本件移転料等について、平成 29 年 4 月から平成 29 年 5 月までに支弁した保護費の返還を求める場合、F (認定控除額) が E (要返還額) を上回るため、G (返還請求額 (E-F)) は 0 円となる。

ここで原処分についてみるに、平成 24 年課長通知及び問答集問 13-5 において、法第 63 条に基づく返還決定をする際には、自立更生費については要返還額から控除することとされているところ、自立更生費を B (控除額等) として収入認定額から除外する取扱いをしており、適切でない算定により返還請求額を決定していると認められることから、その決定には誤りがあると言わざるを得ない。

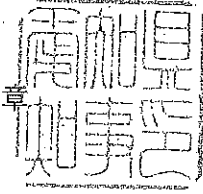
処分庁は、本件移転料等の取扱いに関して、再度関係法令等に照らして適切な算定を行ったうえで、返還決定等の処理を行うべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 29 年 12 月 1 日

愛知県知事 大村 秀章



- 1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分が違法であることを理由として、この裁決の取消しを求めることはできません。

なお原処分の違法を理由とする場合は、上記の期間内に、岡崎市を被告として、原処分の取消しの訴えを提起することができます。

これらの取消しの訴えは、1の再審査請求による裁決を経ずに提起することができます。